

官報

号外 昭和二十二年八月二十二日

参議院會議録第二十四号

昭和二十二年八月二十一日(木曜日)午前十時四十二分開議

議事日程 第二十三号

昭和二十二年八月二十一日

午前十時開議

第一 大学等への死体交付に関する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第二 大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 傳染病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 保健所法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) この際御報告をいたします。マツカカーサー元帥政治顧問及び連合軍總司令部外交部長ジョージ・アチソン大使が飛行機事故により不慮の死を遂げられましたことは、誠に痛惜の至りに堪えません。よつて議

長は一昨十九日、議長の資格において取敢えずアチソン邸を訪問いたし、係官を經て、引籠り中の同夫人に対し深厚なる哀悼の意を表しました。尙本日、議長は連合軍總司令部を訪問の際、哀悼の意を表する予定でございます。その他諸般の報告は御異議がなければ朗讀を省略いたします。

去る十五日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

物價騰貴 大原總一郎君 公正取引委員会委員長 中山喜久松君 去る十八日議員から左の質問主意書を提出した。

農業技術指導に関する質問主意書 (三好始君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

政府買土又は財産税徴収により物納せる土地に對する公租其他の負担に関する質問主意書(田村文吉君提出)

同日委員会において当選した委員長及び理事は左の通りである。

皇室經濟法施行法案特別委員会 委員長 齋川 宗敬君

理事 山田 節男君 同 齋川 頼貞君 同 大隈 信幸君

一昨十九日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は、即日これを司法委員会に付託した。

農業資産相続特例法案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

船員保険法の一部を改正する法律案 運輸及び交通委員会に付託

特許法の一部を改正する法律案 鐵工業委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを治安及び地方制度委員会に付託した。

道路交通取締法案 同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

刑務所、並に拘置所に関する質問主意書(小川友三君提出)

墓地に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

在外同胞の本國送金小切手拂渡に関する質問主意書(北條秀一君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員北條秀一君提出開拓政策途上に於ける隘路に関する質問に對する答弁書

参議院議員飯井伊介君提出教育の機会均等上學費支給に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出神社山林の開放に関する質問に對する答弁書

同日委員長から左の報告書を提出した。

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務事務員、終職、勸進、中央事務局長、秘書局長、秘書官、島津 久大君

昨二十日左の質問主意書を内閣に轉送した。

農業技術指導に関する質問主意書 (三好始君提出)

同日委員長から、左の報告書を提出した。

大学等への死体交付に関する法律案

可決報告書

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の議案を提出した。

農産種苗法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

復興金融公庫法の一部を改正する法律案

同日分科会において当選した正副主査は左の通りである。

予算委員会

第一分科

主査 西郷吉之助君 副主査 中西 功君

第二分科

主査 木村樞八郎君 副主査 伊東 隆治君

第三分科

主査 西川 昌夫君 副主査 木下 源吉君

第四分科

主査 村上 義一君 副主査 寺尾 豐君

開拓政策途上に於ける隘路に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十一日

北條 秀一

参議院議長松平恒雄殿

開拓政策途上に於ける隘路に関する質問主意書

緊急開拓増産は平和日本再建途上に於ける重大問題であり、緊急開拓増産の目的を達成する爲に最も考へねばならぬことは安定開拓農家を速急に育成することで行なければならぬ。

現在の状況下に於ては開拓政策遂行上幾多の困難は当然であつて、それだけ開拓の必要性も亦強調されねばならない。然るに現在の隘路は開拓とは開墾なりとの感を深くする、即ち機械的に木を伐り、土地を耕し、開拓者を入植せしめ、時期はずれの金融をやり、且つ直に必要な肥料、農具等も中央政府に於ては準備するであらうが、現実には個々の開拓者には行き渡らない状況であり、開拓者の育成について無関心であるか、さもなければ無策であるという実情ではないか。

現在開拓政策遂行途上隘路となつて居る諸点に付て政府は如何に考へているか。

一、土地の問題

開拓者が入植に際して先ず第一に問題になるのは入植地である。而して既耕地の買収は可成り順調に進んでいる模様だが、入植地の対象となるべき未墾地については非常に成績が悪い。

先ず私有地については既耕地に對

する地主の諦めが反動的に顯れていて、地主勢力の温存に努めて居るかの感さもある。

従つて入植者の大部分が引揚者、復員者、職災者であり、資金のない等のものが入植地を獲得する爲に多大の運動費を要する現状にあり、然も眞面目な入植希望者が入植を断念する如き傾向にある。

又入植希望者に対し、直に土地が與えられない爲に入植の熱意がうすらぎ、又土地の解放が決定すると地主は直ちに立木を伐つて了り、折角土地は決つたが將來開拓地建設になくしてはならない立木もなくなる始末である。従つて入植希望者は私有未墾地の開放に代るに國有林野の開放を望んでいるが、之亦行政機構の末端における事務担当者の認識不十分乃至繩張根性等から開放は遅々として進まぬ。

政府は國土の総合的開發計画の下に開拓計画、特に未墾地開放を強力に促進すべきである。

二、資金の問題

前述の如く入植希望者は資金乏しく、就中水年海外に在つた引揚者は殆ど無一文といつてよい。

しかも入植に際しては、当初より相当の資金を必要とするのである。資金の無い爲に入植希望を断念せざるを得ない者があると共に、入植前後の稼ぎ資金がない爲に開拓に専念

出来ず、開拓の進度が遅れるのみならず脱落者さえ出ず結果になつて居る。

従つて現行開拓資金融通法に於ては、入植後一定期間を経過せねば融資は受けられない実情にある故、農組合の結成が出来た入植希望者に對しては入植前に營運資金の一部を前貸する弁法を講ずべきである。

尙現在の物價高に於ては現行融資額を以ては健全な開拓農家の育成は困難であるが特に高冷地、寒冷地平野部に於ける融資額が一律であることは不適当である。地帯別、地区別に營運標準案を作成し、之に基く適正なる融資をなすべきではないか。

三、開拓者用食糧、肥料等の確保
食糧については加配米を受けることになつて居るが、加配米におろか遅配がある状態であり、資金不足の開拓者にとつては重大問題である。是非遅配の絶滅は勿論、加配米の確保を期さねばならない。

肥料については開拓地は原則として非常に地味が不良で、是非肥料を必要とする故確保を図らねばならない。

肥料等については開拓者の様はあるが、最末端に於ては一般農家に横流れして手に渡らない状況である。

四、家畜預託制度の実施

開拓地特に高冷地開拓には畜産を主体とする以外に方法は無いが、現

在の資金状況ではとても買得ない状況である故、國家又は特定機關によつて家畜の預託制度（仔で返済する）が実施されるべきである。

尙開墾方法に付ても（新墾アラウの改良は必要であるが）畜力開墾の面を大きく取上げ、營運面との連繫を保たしめるべきである。

五、大規模開拓に必要な基本施設の國家負担

集團地は概ね交通不便な避遠地である故、道路、電氣、通信、水路等の基本施設は國家の負担で國家がなすべきであり、現状も実施することになつて居るらしいが、徹底しない状況ではないか。

右質問する。

内閣参事第三〇号

昭和二十二年八月十九日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員北條秀一君提出開拓政策途上に於ける隘路に関する質問

し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員北條秀一君提出開拓政策途上に於ける隘路に関する質問に対する答弁書

一、土地の問題

さきに制定された自作農創設特別措置法に基き、政府は私有未墾地の買収、國有未墾地の移管を行つて居るが、七月二日までの実績は左の通りである。

民有未墾地買収面積
五二、四〇〇町

一七、一〇〇

計 六九、五〇〇

右の実績は必ずしも十分とは言えないが、決して悲観すべき状況でもない。

買収計画の立案者たる農地委員会が、既耕地買収のみに追われることがなくなり、委員会及び地方廳の係官が買収事務に慣れるに従い、右買収実績が相當に増大することが予想され、又國有地開放については、林野局、國有財産局との間にその事務の簡便化についての取極めが成立しているの、末端にまで周知せしめる手段をとつて居るから、急速に解放面積が拡大するであらう。

なお現行法の不備に起因する開拓予定地の立木伐採に対する禁止、綜合開墾等については、將來法的措置を講じて強力に開拓を進めてゆく所存である。

二、資金の問題

開拓者資金融通法による營運資金は公債発行の關係上年四回に分ち、ある時期に入植した者に対しては当該四半期中に貸付をするようにして居るが、本資金が長期低利且つ無担保で貸付られる關係もあり、その貸付は自作農として經營が安定し、

償還の見込も十分ある者に限ることが必要であるので、その点について都道府県知事が十分責任をもち得る時期において貸付を行方方針である。

資金融通の最高限度は、営農資金は一万円、住宅資金は一万五百円と規定されているが、これは開拓者の償還能力以上に貸付をし、後になつて過重な負債を負わせることを避けることを主旨とするので、必ずしも一律に最高限度まで貸付することを意図するものではない。

従つて政府はこの限度内において、地方開拓委員会及び都道府県知事の意見をきいて、地帯別、地区別その他種々の状況に應じ実状に即して貸付けることとなつているのである。然し現在の経済情勢からして現行の最高限度は実情に即してないので、国家財政の許す限りその引上げ方につき関係方面と接衝中である。

三、開拓者用食糧、肥料の確保

開拓者に対する食糧加配は開拓事業実施上特に重要であるので、本年一月からは入植者に対しては男女六升女月三升六合、一般開墾干拓労働者等に対しては男女五升女月三升の加配を実施しており、その実績は各都道府県より月々報告を受けているのであるが、現下の食糧供給状況よりして府縣によつてはその実施状態は

必ずしも良好と言えない実情である。開拓者に対する加配米割当の枠は一般配給とは別個のものである故、政府はかかる府縣に対しては当該府縣の加配運営委員会と緊密な連絡をとり、減配、遅配、欠配等により開拓事業推進に支障を来さぬよう奨励し加配の末端までの遂遂に努めている。

肥料の配給については、給配給量の中、従来供出にリンクして配給される量が相当大きな比重を占めていたこと、並びに末端に至るほど肥料の配給を供出と関連させる傾向が強かつたこと等の理由に基き、開拓者は実際においては一般農家に比べて不利な立場にあつたことは事実である。しかし本年度秋肥からは供出報償用比にして一般配給用の肥料が相対的に増加する外、開拓者用の肥料もある程度認め、且つ配給も即符制によることとしたので、今後の配給は著しく改善する筈である。

四、家畜預託制度の実施

開拓地では畜産を主体とする以外に合理的な営農の方法はないといふも過言でないのであつて、昭和二十三年度予算においては特に開拓地の家畜に関する事項に重点をおき、特に牛馬の導入を強化したいと考えている。

次に畜力開墾については、地勢上これによらねばならぬ場所も多い

が、一方営農面との連絡上から言つてもわが國の開拓地の実情に即した方法と思われ、本年度において機械開墾費の一部を轉用して開墾用牛馬並びに畜力開墾用農具の購入に振向けるよう計画している。

（新築フラツについては、改良の余地があるので、他の畜力農機具と共にその生産工場を指定し、学者並びに経験者の指導によつて研究製作に当らせ）

五、大規模開拓に必要な基本施設の國家負担

現在は地区内道路、地区外幹線道路及び水利施設は全額國庫負担で実施しているが、電気、通信施設については予算を計上していない。基本施設の高率な國家負担の必要性は十分認め、財政と脱み合せて、できるだけ施設の充実に努めてゆきたいと考えている。

教育の機会均等上學費支給に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十三日

議員 堀井 伊助

參議院議長松平恒雄殿
教育の機会均等上學費支給に関する質問主意書
國民は誰も應能教育を受けられね

ばならぬ。六・三・三・四の学制において六・三までは義務教育であるが、それ以上の高等専門教育にあつても、その家庭が貧しいといふことのために子女の應能教育が阻害されてはならぬ。日本育英会の給費制度はあるにしても實際上その働きは甚だ不十分、不徹底である。言ひまでもなく、学校の公私立を問わず、廣く學費支給の途を開き、且つその手続きを簡易にして、教育の向上と普及を図ることは、戦争の放棄と共に高度文化國家建設上当然の急務である。

政府においては高等専門教育に至るまで、學費不足者に対し、急速に、學費支給の制度を設くる意思ありや。

なお、中等學校に在學せる子女を有する家庭は如何に貧しくても生活保護法による保護を受けられぬといわれるが、その取扱方は政府の指示なりや。

右質問に対し文書答弁を求めらる。

内閣参事第三二号

昭和二十二年八月十九日

内閣總理大臣 片山 哲

參議院議長松平恒雄殿
參議院議員堀井伊助君提出教育の機会均等上學費支給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
參議院議員堀井伊助君提出教育の

機会均等上學費支給に関する質問に対する答弁書

新憲法並に教育基本法の趣旨に沿ひ、廣く學費支給の途を開いて教育の機会均等を計り、新生平和日本を建設するは現下の急務である。政府に於てはこのことについて鋭意研究中であるが、現在の処、日本育英会法によつて學費を貸與し、趣旨達成のための一助としている。

日本育英会法の適用は新制中學校以上の學校に在籍する学生生徒で教員養成諸學校及び医科の実地修練中の学生生徒にも適用されることになつており、新制中學校に在籍のものには月額百円、従来の中學校師範學校予科及び青年師範學校予科の生徒には月額百五十円、專門學校、師範學校、高等學校及び大學予科に在籍する者には月額五百円、大學学部に在籍する者には月額六百四十円の範囲で夫々の希望に應じて決定するのであつて、本年度に於ける奨學生採用予定人員は新制中學校及び中等學校生徒三〇、〇〇〇名、專門學校及び教員養成諸學校學生二、二二一名、高等學校及び大學予科生徒八五〇名、大學學生一、一〇〇名、計三四、一六一名でこれに要する日本育英会の貸與金は總額九九、〇〇〇、〇〇〇円である。又、奨學生の給費は新制中學校、中等學校、師範學校予科、青年師範學校予科に在籍するもの

で、その学校長の推薦を得たものについて各都道府県縣内にある日本育英会支部で、また専門学校、師範学校、青年師範学校、高等学校、大女子科及び大学に在籍するもので、その学校の長の推薦を得たものについて、日本育英会本部で行われることになつてゐる。勿論、日本育英会では学校の公私立を問はず、且つ、その手続も簡易で学生生徒の便宜を計つてゐる。

なお、來年度に於ては、教育の機会均等の見地から画期的な大改革を加ふるより考慮中である。

昭和十八年創設以來の状況を参考までに示すと次の通りである。

年度	貸與一貨總金額	総人員
昭和十八年度	一、七五五、七〇〇	一、七五五
昭和十九年度	六、六六五、七三三	六、六六五
昭和二十年度	三、九二五、五〇〇	三、九二五
昭和二十一年度	一八、八八二、九八〇	一八、八八二
昭和二十二年度	四四、一六二、〇〇〇	四四、一六二
計	七三、三三〇、二五五、九一五	七三、三三〇、二五五

なお中等学校に在学する子女の生活保護法による保護につきましては、生活保護法はその日の生活に困る者に対し、その最低生活を保障するのが建前であり、中等学校以上の者の学費給與につきましては本法ではこれを取り扱わないことに致して居ります。むしろ本法の立

場から申し上げますと中等学校以上に在学するような奨励能力のあるものにつきましては勤勞に従事して当面の家計の維持に務めて貰ひ、しかもなおその世帯が最低生活を維持出来ぬとき本法の保護を開始するのが原則であります。しかし國民教育の立場から考えますときは應能教育の必要も十分認められますので、これが取り扱ひにつきましては自ずと別途に考慮せねばならないと存じます。

神社山林の開放に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十二日 小川 友三

参議院議長松平恒雄様

神社山林の開放に関する質問主意書

樹齡二百年三百年にも及ぶ巨木の山林は大体において神社の山林である、これらの山林は全國に数方ヶ所に及び、その巨木のため、農地は山影になりこのための主食物の減収右数は年々数方石にも及ぶのである、これら山林は海外同胞引揚者並に罹災者の家なき人々に建築用として拂下げる政治こそ神も喜ぶ政治と信するが、政府はこの一石二鳥の政策を即時断行する意志ありや所見を問ふ。

右質問をする。

内閣参事第三二号 昭和二十二年八月十九日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄様

参議院議員小川友三君提出神社山林の開放に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出神社山林の開放に関する質問に対する答弁書

我が國の神社には、樹齡二百年、三百年というような巨木があり、その最も全国的に集計すれば相當量に上ること御説の通りである。

もしこれ等巨木のために農地に庇蔭を生じ農産物の収量に大いに影響するような個所があれば、政府としては地方廳と連絡の上個々の実情調査の上伐採その他の手段を考慮したいと思ふ。神社の巨木に限らず一般的に森林の庇蔭による農作物の減収といふことは、昔から問題となつてきたものであり、これに対しては農林業の総合的見地から善処したい考をもつてゐる。

又神社の巨木は、その神社の尊嚴を示すものであり特に我國の神社は、その境内林の美しさの故に風致地区となり、一般客はもとより外人客の清遊の場所ともなることを考へ

合わせれば將來の觀光計画の上からも、なるだけこれを存置しておくことが賢明な策ではないかと思ふ。もちろん、存置の必要もなく、しかも用材として利用することが適當であるものについては、伐採等適當な処理を考へたいと思ふ。

海外引揚者並びに罹災者等家なき人々に對しては被災復興院の全体的計画のもとに復興住宅の建設に つとめてゐるのであつて、これがため必要な木材は、計画料だけは確實に供給するよう準備を致してゐるわけであり、その供給源は神社の巨木に限らず國家的見地から伐採の対象となるものすべてについて考慮する考である。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。議員川淵勝次君は一昨十九日逝去されました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。つきましては同君に對し、院議を以て弔詞を贈ることといたしたいと存じます。この際佐藤尚武君より發言を求められております。これより許可いたします。佐藤尚武君。

佐藤尚武君登壇、拍手

○佐藤尚武君 只今議長から御報告がありました通りに、我々の同僚川淵勝次君は一昨十九日午後七時逝去されました。誠に痛惜の至りでございます。私は諸君のお許しを得まして、一言同

君の生前の諸業績を回顧し、同君を追憶したいと思ふのであります。

同君は明治十一年の生れでありまして、盛岡出身であります。明治三十三年には當時の一橋東京高等商業学校を卒業されまして、三十五年外務省の外交官及び領事官試験に合格されておるのであります。而してその後直ちに上海の總領事館に兼任せられ、又或いは朝鮮に、或いは中國、ドイツ等々の國に歴任されまして、そうして大正十二年、外務省の政務局長にまで昇進されたのであります。その翌年にはすでに外務次官の重任に任じておられ、而してその任に留まること滿四年の長きに亘つておつたのであります。昭和三年に至りまして在米大使の重任に任せられることになりました。アメリカに赴任されたのであります。その後滿六年の間、在約大使として最も重要な外交方面の第一線に立たれたのであります。その間昭和六年の滿州事變當時には、これは在外公館の外交官たちは皆ひとしく驚めたにがい苦しい経験ではありましたが、出淵君も在米大使として非難な苦心をされたのであり、且つ又しばしば苦境に陥られたのであります。昭和九年には在米大使を辭職されましたが、その翌年十年には、やはり大使として豫州に親善使節として奉られたのであります。各地において非常な歓迎を受けられ、日

親善關係の増進には最も大なる努力

〔國務大臣平野力三君登壇、拍手〕
○國務大臣(平野力三君) 本日新聞紙上に發表しておりますが、今回九月、十月分に関しまして、大體なる輸入食糧の放出のありましたことに関し、本日この議場を通じてその報告をいたしますとともに、大體今後における食糧事情に關するところの一應の見通しを發表いたしたいと思ふ次第であります。

御承知の通り六月、七月以來運配に遅配を続けまして、誠に食糧事情が重大なる場面に到達いたしましたして、全國民に對して多大な不安を與えておりましたことは、誠に私共の遺憾とするところであつたのであります。然るに八月になりまして、特に先般申上げましたように八月分の放出食糧といたしまして、從來貫つております以外に、特別に二万一千トンの放出の許可がありまして、これによつて八月分は大體東京、大阪、京都等の大消費地におきますところの、全国九地区だけは八月中の遅配というものは無いということに相成りまして、ここに先般八月分の食糧事情は大體三十一日分配給いたし得ることの目標を發表いたしましたして、ここに食糧問題に關する一應の明るさを示しておつたのであります。併しなからこの見通しは率直に申しますると、八月一ぱいに関するところの完全なる見通しでありまして、九月、十月分に至りましては、我々いたしまして

は、大體その遅配欠配をなくするところの方針は持つておつたのであります。が、東北の水害、或いはその他の諸般の状況から、ここに多少の危険を感じながら食糧行政をやつておりましたところ、昨日午前連合國最高司令部より、特に九月、十月分に関しまして六十万トンの大量の放出の許可を受けたのであります。昨年我が國に放出せられたところの食糧は、年間を通じて六十万トンでありまして、今回九月、十月分の放出をせられたるこの二ヶ月分の食糧は、僅に昨年度一年に相当するところの大放出であつたのであります。(拍手)これによりまして今二十一年米穀年度におきましては、合計百六十万トンの放出を受けることになりまして、一應今朝の新聞において發表いたしております通り、八月、九月、十月のこの三ヶ月に關する限りにおいては、全日本國民に對して遅配欠配をなくする方針をここに明示することを得るに至りましたことは、一に連合國の最大なる厚意といたしまして、ここに私は深甚の感謝の意を表するものであります。(拍手)

この際私にここに聊か具体的なる数字を申上げまして、皆様の前に御了承と御安心を願ひたいと思ふのであります。今政府が考へておりますところの、九月及び十月分の必要といたしますところの需要量は、九月において

三百九十九万二千石、十月におきまして三百九十八万五千石、合計いたしまして七百九十七万七千石の食糧が必要なのであります。この中、日本の國內において賄ひ得るといたします予定数量は、新米即ち早場米、これが百万石、麦類二百一十三万石、早稲り甘藷が九十五万七千石、馬鈴薯が八万三千石、この國內の見通しといたしまして合計が四百五十三万石であります。これに加えるのに、今回放出をせられた六十万トンの食糧は、石数にいたしまして四百四十万石でありますので、この總計をいたしますと八百五十三万石となるのであります。必要量の先程申上げましたところの七百九十七万七千石に對して、供出量が合計いたしまして八百五十三万石でありますので、供給量の方が需要量の上廻りをするということになりましたので、この数字を確實に振りました私共といたしましては、ここに全國民に對して、この年度内におけるところの食糧問題だけは一應解決したものであるということをお断言することを憚らない次第でございます。(拍手)

而してこの際申上げたいと思ふことは、かように需要供給の關係においては一應のバランスを見たのであります。併しこれを以てして消費者の手許に完全に届けるかどうかということは、一に懸かつて今後の輸送、加工及び配給の努力に俟たなければなら

ない点がありますので、現内閣におきましては、特にこの点につきまして今回閣議において商工省及び運輸省、これらの食糧に關係のありますところの各省と特に協議をいたしまして、これらの輸入食糧の輸送に關しましては、運輸大臣は農林省の要求に従ひまして、この輸送面においては優先的に必ず輸送機關を使用せしめることの一項目を閣議において決定いたしましたのであります。

尙輸送の面がうまく参りまして、加工をいたしますところの製粉及び精麦工場の能率が低下いたしておりましたので、これ亦十分でないのでありますからして、現在専用線を持つておりますところの製粉及び精麦工場においては、電力制限を撤廃いたしました。併し晝夜兼行二十四時間無休の作業をいたすということに決定いたしました。これら労働に従事されますところの労働者に對しましては、酒、煙草等の報奨物資を提供いたします。これは勿論、その他で得る限りの報奨制を採用することによつて、この点に關して万遺憾なき対策を立てておる次第であります。

ては二千万石、俟に關しましては百五十万石を要するのであります。この点の物資に關しましては、商工省は農林省に對しまして優先的にこれらの物資を提供することの約束をいたしまして、我々食糧管理の任に當る者として、他各省の了解と協力の下に、この放出せられたるところの輸入食糧を、最も速に最も速に消費者階級の手許に配給いたしました。一は司令部の御厚意に對しまして、これを無にしないと共に、消費者階級に對して十分御満足を得るやうに盡力をいたす覚悟を持つておるのであります。

尙加工能力の増強等に関しましては、九月操業を開始せんといたしますところの大型製粉機、五千パートルの高速度製粉機、二千四百馬力精麦機、一千馬力等の新しいところのいわゆる製粉工場の設定をいたすことといたしまして、今後日本國內において供出をいたしますところの麦、及び放出をせられますところのこれらの輸入食糧に對するところの加工の万全を期するやうな対策を立てておりますので、これらの点を併せて御了承願ひたいと思ふのであります。

尙この際一言申述べまして御報告を申上げたいと思ふことは、今回かような連合國の厚意の裏には、昨日輸入放出の担当係でありますところのアルバー氏の所見も新聞に出ており

ましたように、日本国内におきますところの農民諸君が、今回の麦と馬鈴薯に関するところの、この供出の面において、既に現下の日本の食糧事情の窮迫せることに苦悶いたしまして、よく供出に關するところの成績を挙げておることは、誠に結構であるという言葉を受けておるのでありますが、ここに私は現下の情勢において、農民諸君がいかに供出の面において最大の努力を拂つておるかという具体的な数字を申し上げまして、御参考にして置きたいと思つておられます。

八月十八日、数日前の調査によりまして、政府が買上げましたところの麦類の数値は四百四十五万七千石に及んでおりまして、これは政府が割当てましたところの数値の九一・一％に及んでおるのであります。殆んど一〇〇％に近づいておるのであります。昨年の同月同日におきますところの供出数値は三百一十二万二千石でありまして、五三％であつたのであります。今年におきますところは、この偉大な供出の成績を挙げておられます。これは、現下の情勢に對しまして農民諸君がいかに時局に對するところの認識を深くしておつてくれるかということについて、深く感謝するものであります。具体的に更に申し上げますならば、島根縣におきますは二六％の成績を認め、京師、和歌山、鹿兒島、兵

庫、宮崎、高知、長野、山口、大阪、愛知の十縣はすでに一〇〇％を突破いたしました。その他奈良、愛媛、大分、岡山、神奈川、群馬、熊本、鳥取、三重、岐阜、佐賀、この十一縣は九〇％から九九・九％に及んでおるのであります。もはや只今、今日の日におきますところは、これらの十一縣も一〇〇％を突破しておると思つておられます。

尙馬鈴薯に關しましては、これ亦相當の成績を収めておるのであります。今日までその一〇〇％を突破いたしました縣は、馬鈴薯に關しましては千葉縣、神奈川縣、富山縣、福井縣、靜岡縣、三重縣、滋賀縣、大阪、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、これからの府縣におきますは、すでに一七・二％から一四・六％に及んでおる縣もあつて、馬鈴薯におきますは現在の供出全國平均は八二・四％でありまして、これを昨年におきますところの五九・二％に比較いたしますと、その進捗率も誠に良好を示しておるのであります。現在におきますところの農民諸君の供出に關するところの絶大なこの時局認識は、畢竟するに司令官におきますところの深甚なる感謝の意を表明するも、日本國內におけるところの食糧行政に關するかような農民の協力をよく認められまして、今回かような放出を受けましたということは、私は現段階におけるところの日本の食糧問題の上

に、一應の明るみを受けますものといたしまして、ここにこの席上において、このことを発表いたします。こゝとは、誠に欣快に堪えない次第であると思つておられます。(拍手)

尙私共といたしましては、かような状況の下に決して樂觀することなく、來米年度におきますところは現在美らんといたしておられますところの十二年産の米に關しましては、少くとも九月中にはその供出割當を断行いたしまして、今年内においては大半の供出を完了するの勢を以て今年度の米に對するところの供出割當を新たに改正し、而して來米年度からは眞に運配欠配をなくして、主要食糧に關する限りは殆んど困をなくし、農民の生産品を正當なる政府のルートに流し、その正當なるルートに流れたるものを以て全國民の主食に對して事を欠かないところの新しい食糧政策をとりまして、この面に關する限りは全力を傾倒して全國民の期待に副いたし考え方を持つておられますので、何とぞ皆さんの御協力を願ひたいことを懇請いたします。本日この席上を拜借いたしました。昨日大量放出のありました連合國に對するところの深甚なる感謝の意を表明すると共に、私は尙皆さんの食糧問題に關する御協力を懇請いたしまして、簡単に御報告いたす次第であります。(拍手)

等への死体交付に關する法律案、内閣提出、日程第二、大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に關する勅令の一部を改正する法律案、内閣提出、日程第三、傳染病予防法等の一部を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付、日程第四、保健所法を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付、以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本軍藏君。

報告書

大學等への死体交付に關する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月二十日

厚生委員長 塚本 軍藏

參議院議長 松平 恒雄殿

多数意見者署名

小川 友二 木内キヤウ

今泉 政喜 中山 海彦

小杉 イ子 堀井 伊介

宮城タマヨ 渡多野林一

小林 勝馬 井上なつゑ

内村 清次 山下 義信

河崎 ナツ

要領書

一、委員会の決定の理由
監察医が検案又は解剖した死体で引取者のないものを、医学又は衛生に關する学校に交付して、教育上必要な死体の入手難を緩和するとともに、從來これらの学校における死体解剖の適法性について、多少の疑義があつたのを、明確にするには、必要なことであつて、この法律案は適切である。

二、事件の利害得失

(1) 現在医学又は衛生に關する学校は、解剖又は標本用の死体の入手に、困難を感じているが、監察医が死因調査を済ませた後、もた引取者のないものを、これらの学校に交付することは、その困難を緩和することになる。

(2) 現在これらの学校における死体解剖に關する法規は、不備であるが、この法律案は、これら死体の交付を受けた学校長と、死体引取者との関係及び死体の交付を受けた学校長の負担する費用等を明確にして、これらの学校における死体解剖をより合法的なものならしめる。

(3) 死体の交付を受けた学校長は、事後においても、死者の相

籍人その他の引取人から、死体引渡の要求があつたときは、その全部又は一部を引渡さなければならぬので、引取者の感情をそこなうことはない。

三、費用
この法案の施行のためには、別に費用を要しない。

大学等への死体交付に関する法律案

右
副会に提出する。

昭和二十二年八月五日

内閣総理大臣 片山 哲

大学等への死体交付に関する法律案
第一條 昭和二十二年厚生省令第一号(死因不明死体の死因調査に関する件)に基き監察医が検案又は解剖をなした死体であつて、死因調査終了後も、なお引取者がいないものについては、都道府県知事は、医学又は歯学に関する学校教員若しくは大学令による大学(大学の学部を含む。)又は専門学校令による専門学校(以下学校長という。)から、医学又は歯学の教育のため交付の要求があつたときは、これを交付することができらる。

第二條 前條の規定によつて死体の交付を受けた学校長は、その死体について、監察医が検案を開始し

た後、四十八時間以内に、引取者から引渡の要求があつたときは、これを引取者に引き渡さなければならぬ。

第三條 第一條の規定によつて交付を受けた死体について、前條に規定する期間内に、引取者から引渡の要求がないときは、学校長は、これを解剖させ、又は標本とすることができらる。

第四條 第二條に規定する期間を經過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の関係のある引取者から要求があつたときは、学校長は、特別の事情のない限り、その死体の全部又は一部をその引取者に引き渡さなければならぬ。

第五條 第一條の規定によつて学校長に交付する死体についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する市町村長は、遅滞なく同法所定の手続を行わなければならない。但し、同法第七條に規定する埋火葬については、この限りでない。

第六條 学校長は、交付を受けた死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないことに注意しなければならない。

第七條 学校長は、第一條の規定によつて交付を受けた死体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法

第十一條及び第十三條の規定にかかわらず、その運搬に関する諸費、埋火葬に関する諸費及び墓際費であつて、死体の交付を受ける際及びその後を要したものを、負担しなければならない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

審査報告書

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月十九日
厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長 平恒雄殿

多数意見者署名
小川 友三 山下 義信
服部 教一 井上なつあ
米倉 龍也 穂積眞六郎
今泉 政喜 宮城タマヨ
中山 壽彦 堀井 伊介
小杉 イチ 小林 勝馬
草薙 啓園 木内キヤウ

要領書
一、委員会の決定の理由
麻薬に関する犯罪の捜査は、麻薬

に関する高度の特殊の知識を必要とするのに鑑み、本案は、専門家である都道府県の麻薬統制主事の中から、都道府県を通じ二百名以内を限つて、厚生大臣において指名した者に対し、麻薬に関する犯罪の捜査について、司法警察官と同一の権限を興え、檢察官の指揮を受けずに厚生大臣の指揮を受けさせ、また全国にわたつて活動をなし得ることとするともに、捜査を行つたときは、速かに事件を檢察官に送致する義務を負わせようとするものであつて、麻薬の取締強化の方法として適切である。

二、事件の利害得失
麻薬に関し高度の知識を有する麻薬統制主事に対し、麻薬に関する犯罪の捜査について、司法警察官と同一の権限を興え、檢察官及び司法警察官と平行して、捜査をなさせることにより、捜査の正確敏速を期することができらる。

三、費用
この法案の施行のためには、別に費用を要しない。

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案
副会に提出する。
昭和二十二年八月五日

内閣総理大臣 片山 哲

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案
大正十二年勅令第五百二十八号の一部を次のように改正する。

第七條 麻薬統制主事タル都道府県ノ二級又ハ三級ノ事務吏員及技術吏員ニシテ其ノ所属都道府県ノ知事其ノ都道府県ノ事務所所在地ヲ管轄スル檢察官ト協議シテ推薦シタル者ニ就キ厚生大臣ノ指令ニテモノハ麻薬ニ關スル罪ニ付捜査ヲ行フコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻薬統制主事ハ捜査ニ付司法警察官ト同一ノ權ヲ有シ檢察官法第六條第二項及刑事訴訟法ノ規定ニ拘ラス檢察官ノ指揮ヲ受ケス厚生大臣ノ指揮ヲ受ケルモノトス

第一項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻薬統制主事ハ刑事訴訟法第二百五十二條ノ規定ニ拘ラス當該都道府県ノ區域外ニ於テモ捜査ヲ行フコトヲ得
第二項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻薬統制主事ハ都道府県ヲ通シ二百名以内トシ各都道府県内ノ定員

第一項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻薬統制主事ハ都道府県ヲ通シ二百名以内トシ各都道府県内ノ定員

ハ厚生大臣司法大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

審査報告書

傳染病予防法等の一部を改正する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月十九日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 山下 善信 服部 教一
- 井上なつゑ 米倉 龍也
- 櫻積眞六郎 今泉 政喜
- 宮城タマヨ 中山 壽彦
- 姫井 伊介 小川 友三
- 小杉 イチ 小林 勝馬
- 草葉 隆圓 木内キヤウ

要領書

一、委員会の決定の理由

現下の国内衛生状況に鑑み、傳染病、結核、トラホーム及び寄生虫病の予防を積極的に推進するため、その予防費の國庫補助率を引き上げようとする本改正案は、適切な措置であると認められた。

二、事件の利害得失

都道府縣の負担になつてゐる傳染病、結核、トラホーム及び寄生虫病の予防費の國庫補助率を六分の一乃至三分の一からそれぞれ二分の一に引き上げること、現下の地方財政逼迫の状況を緩和すると共に、これら疾病の予防措置を一段と強化推進し、公衆衛生の向上増進を図ることが出来る。

三、費用

本案施行のため要する経費は、法定傳染病予防費補助二百八十四万五千円、結核予防費補助三百四十八万八千円、トラホーム予防費補助十五万八千円、寄生虫病予防費補助十三万三千円、合計六百二十八万四千円で、各補助費とも補充費途となつてゐる。

傳染病予防法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月九日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

傳染病予防法等の一部を改正する法律案

第一條 傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第二十五條中「六分一乃至三分

一」を「二分一」に改める。

第二條 結核予防法の一部を次のように改正する。

第十二條中「四分一」を「二分一」に改める。

第三條 トラホーム予防法の一部を次のように改正する。

第七條中「六分一」を「二分一」に改める。

第四條 寄生虫病予防法の一部を次のように改正する。

第七條中「六分一」を「二分一」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

審査報告書

保健所法を改正する法律案
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月十九日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 小川 友三 山下 善信
- 服部 教一 井上なつゑ
- 米倉 龍也 櫻積眞六郎
- 木内キヤウ 草葉 隆圓
- 姫井 伊介 小林 勝馬
- 小杉 イチ 中山 壽彦

宮城タマヨ 今泉 政喜

要領書

一、委員会の決定の理由

國の体位が漸次低下しつつある現状に鑑み、國の公衆保健活動の中核である保健所の機能を拡充強化し、公衆衛生の向上及び増進を図らうとする本案は、時宜を得た改正であると認められた。

二、事件の利害得失

本案の施行により次のような利益がある。

(1) 必要があるときに、結核、性病、精神疾患、その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行わせることにより、これら國民病の撲滅に寄與することが出来る。

(2) 必要な試験及び検査を行わせると共に、これらの施設を医師その他の者に開放することにより、医療内容の向上と医療費の軽減を図ることが出来る。

三、費用

本案施行のため要する費用は、約二千三百万円の追加支出を要し、これに昭和二十二年年初頭に於ける予算を合計すれば、本年度の予算総額は約五千二百万円である。

保健所法を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月九日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

保健所法を改正する法律案

保健所法

第一條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第二條 保健所は、左に掲げる事項につき、指導を行ふ。

一 衛生思想の普及及び向上に関する事項

二 人口動態統計に関する事項

三 栄養の改善及び飲食物の衛生に関する事項

四 住宅、水道、下水道、汗物桶除その他の環境の衛生に関する事項

五 保健婦に関する事項

六 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

七 母性及び乳幼児の衛生に関する事項

八 歯科衛生に関する事項

九 衛生上の試験及び検査に関する事項

十 結核、性病、傳染病その他の疾病の予防に関する事項

十一 その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項

第三條 第一條に規定する地方公共団体の長は、その職権に属する前條各号に掲げる事項に関する事務を保健所に委任することができ

第四條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要があるときは、結核、性病、齒科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うことができる。

第五條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要な試験及び検査を行うことができる。

保健所は医師、歯科医師、藥劑師その他の者に、前項の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

第六條 厚生大臣は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要と認めるときは、第一條の地方公共団体に對し、保健所の設置及び運営に關して必要な事項を命ずることができ

第七條 第一條に規定する地方公共団体は、保健所の事業の執行の便を図るため、その支所を設けることができる。

第八條 この法律による保健所であるければ、その名称中に、保健所たることを示すような文字を用いてはならない。但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第九條 保健所の施設の利用又は保健所で行う業務については、命令で定める場合を除いては、使用

料、手数料又は治療料を徴収してはならない。

第十條 國庫は、保健所に關する経費を支出する地方公共団体に對し、政令の定めるところにより、その支出額の二分の一以内を補助する。

附則 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

〔塚本重蔵君登壇、拍手〕

○塚本重蔵君 只今議題となりました四つの法律案につきまして、日程の順序に従ひまして御報告申し上げます。

先ず第一に、大学等への死体交付に關する法律案について、厚生委員会におきまして審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

大学等への死体交付に關する法律案を審議する厚生委員会は、八月の七日、九日、十九日、二十日に互つて審議を行いました。八月七日第一回委員会におきまして金光厚生政務次官から、医学及び歯学の教育及び研究のために死体の解剖は不可欠のものであります。従来は医学又は歯学に關する学校において死体の入手が困難な実情にありまして、学校によつてはそのために教育にも支障を來しておる状況であります。幸いに連合軍總司令部の指令に基づきまして、本年一月厚生省令第一号が公布され、主要都市に監察医が設置され、死因不明死体について検査又は解剖を行い、その死因を明らかにすることに相成つたのであります。が、今般更に右の指令に基づきまして、監察医が死因調査を済ませた死体

であつて引取り者のないものを、医学又は歯学に關する学校に交付して、解剖又は標本の材料に用いることを認め、従来医学又は歯学に關する学校における死体解剖の適法性について多少の疑義がありました点を明確にいたすために、本法律案を提出したのであるとの説明がありました。以下この法律案の内容の大略を申し上げます。

この法律案の要点は、都道府縣知事は前述の厚生省令第一号に基づいて、監察医が検案又は解剖した死体であつて引取者のないものを、医学又は歯学教育向上のために医学又は歯学に關する学校の長に交付することができることとし、その交付を受けた学校長は、監察医の検案開始後四十八時間以内に引取者が現われなかつたときは、その死体を解剖させ又は標本とすることができるようにならうと申すのであります。

ここで交付と申すのは、学校長は解剖又は標本の材料とするという範圍内においてのみ死体の処分権を有するといふ意味であり、従つて事後において死者の相続人その他から引渡しの要求がありましたときは、その全部又は一部を引渡す義務を学校長に課してはならないのであります。尚この法律によつて交付される死体は、一應行旅死

亡人又はこれに準ずるものでありますから、身許調査のための公告並びに運搬、埋火葬等に關する費用負担等について、行旅病人及び行旅死亡人取扱法との關係を第五條及び第七條において定めてあるのであります。

本法案の審議の詳細は速記録を御高覽願ふこととして、ここに質疑の中、二三主要なる点を御報告申し上げます。第一は、死体引取人の申出を待つ時間を四十八時間内という点は、現下の交通通信の事情等から見て短かきに過ぎると思ふがどうかという点でありました。これに對して政府委員から、連合軍の指令にも四十八時間とあり、この点については十分各方面から検討したのであるが、教育上の必要と實際の取扱の上から考へて、四十八時間ということにしたのである。併し四十八時間以後と雖も、引取者が現われる見込がある死体に關しましてはできるだけ長く保存させるように指導するとの御答がありました。第二は、死体の取扱に當つては特に注意を失われないようにしなければならぬが、この点についてはいかように取扱をしていかとの質問に對しまして、これら死体の取扱には、学校の教授も生徒も感謝と尊敬の念を以て鄭重に取扱ひ、且つ一千八百

年に谷中の墓地に千人塚を建立し、教授が喪主となつて、生徒参列の下に慰靈祭を行うことにしてゐるとの答弁がありました。第三に、第四條に「特別の事情のない限り」という字句があるのであります。この字句があるために、その趣旨が誤解せられて、不当に遺族の意思に反するがごときことが起る虞はないか。そういう虞れがあるから、むしろこれは削除されるべきではないか。こういう意見が出たのに對して、厚生大臣も全く同感であるとの意思を表明せられたのであります。そこで委員会といたしましては、この「特別の事情のない限り」という字句を削除しようと思へまして、關係方面との折衝をいたしたのであります。

が、關係方面におきましては、その字句を残しておいても運用の上で差支ないようにすればいいのではないかと、又傳染病死亡者の死体等については、そういう字句を存置することも必要な場合があり得るのではないかと、こういう意見もありましたので、この点に關しましては当局におきましても運用上極めて嚴格に解釈して、決して遺族の感情を不当に傷つけるがごときことのないよう十分努力する旨の答弁があつて、いづれもこれを了承した次第であります。かくて八月の二十日質疑を終了し、討論を省略いたしました。採決に入り、全会一致を以て原案を可決すべきものと決議いたしました次第であります。

次に大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に關する勅令の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案に對しましては、厚生委員会における審議の経過はこれ亦速記録によつて十分に御承知が願ひたいのであります。が、厚生委員会は八月七日、九日及び八月十九日に質疑を行い、八月十九日に採決を行なつた次第であります。ここに審議の経過を述べますが、八月の七日第一回委員会におきまして金光厚生政務次官より、本法律案についてその提案の理由と内容を聴取いたしました。それによりますと、麻薬に關する高度の特殊知識を必要としたします關係から、取締強化の方法と

行われておるところであります。が、麻薬に關する高度の特殊知識を必要としたします關係から、取締強化の方法と

いたしまして従来の捜査機関とは別に、麻薬に関する取締の専門家である都道府県の麻薬統制主事の中優秀なる者を選んで、これに麻薬に関する犯罪について司法警察官と同一の権限を有する独立の捜査権を與えんとするものが、この法律案の趣旨であります。捜査を行う麻薬統制主事は、知事が検事正と協議した上、捜査を行うに適當なる者を選んで、これを厚生大臣に推薦することにし、その者に対して厚生大臣が捜査を行う者として指名することにいたします。その捜査指揮権は厚生大臣の所管に属することにし、従つてこれらの者に対しては、知事は勿論、検査官におきましてもこれが指揮権を有しないのであります。この麻薬統制主事の行う捜査の土地管轄は、地方自治体の公吏たる本来の身分に拘わらず、全国に亘つて機動的な活動を行ひ得るようになり、又その事物管轄は單に麻薬取締の行政法規違反のみならず、麻薬を客体とするすべての罪を含むのであります。尚麻薬統制主事は独立の捜査権を有するのであります。固より公訴権はこれを有しないために、自己の裁量によつて微罪処分或いは不起訴処分を行う権限は持たないものであります。而して検査官との關係は、前述の通り捜査につき検査官が指揮権を持つておりませんから、事件の送致等に関しては司法大臣において特別の定めをいたしまして、これによらしめることとしたのであります。本案において司法大臣の定むるところにより、速かに検査官に事件を送致する義務を負わしめてゐるのであります。尚捜査を行う麻薬統制主事の

人員は全国を通じて二百名以内とし、その限度において右の権限を行使し、麻薬取締の完備を圖らんとするものであります。本案に對します質議の内容等につきましては、速記録を御覽をお願ひすることいたします。かくて八月十九日質議を終了し、討論を省略して採決に入り、全会一致を以て原案を可決すべきものと決議した次第であります。

次に傳染病予防法等の一部を改正する法律案につきまして厚生委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

傳染病、結核、トラホーム及び寄生動物の予防に関する各法律によりまして、これら疾病の予防の業務は、主として都道府縣知事の責任において、地方自治團體の行う事務として遂行されておるのであります。これら疾病の予防上必要といたします經費は都道府縣が支出し、これに對して國庫は法定の率によつて補助しておるのであります。然るに終戦後の社會情勢の変動に伴ひまして、これらの疾病は増加の傾向にあり、これが予防撲滅のため、都道府縣におきましては相当多額の經費を必要とするのであります。而も地方財政道の状況は各位の御承知でありまして、地方自治團體におきましては、既に財政上の必要から、これら疾病の予防に對する國庫補助率の大幅引上を強く要請してゐるのであります。現在このことを依率の國庫補助を以ていたしましては、十分なる疾病の予防は期し難い状態にあるのであります。

以上の理由によりまして、傳染病、結核、トラホーム及び寄生動物の予防に關する國庫補助率を引上げ、地方財政道の状況を緩和すると共に、これら疾病の予防措置を一段と強化する必要によつて本案が提出せられておるのであります。

法案改正の内容は、一、傳染病予防法中國庫補助率六分の一乃至三分の一とあるのを二分の一に改めること、一、結核予防法中の國庫補助率四分の一を二分の一に改めること、一、トラホーム予防法中の國庫補助率六分の一を二分の一に改めること、一、寄生動物予防法中の國庫補助率六分の一を二分の一に改めることであります。念のため申添へさせていただきますが、この國庫補助の二分の一は都道府縣の支出いたしました額に對する二分の一でありまして、實際には市町村で支出した全額の三分の一は当該市町村の負担で、三分の一は府縣より補助し、三分の一を國庫から補助することに相成るものと御了承が願ひたいのであります。

本案に關する質議の主なるものといつたしましては、第一、この程度の國庫補助の引上げのみでは、傳染病予防の万全を期することはできんと思ふが如何との質問に對して、政府側から、結核予防の經費は、國際連盟では國民一人當り一四程度を必要とすると言つておるのであるが、事案アメリカ、イギリス、ドイツ等には、共に國民一人當り一四程度の費用を使つておるのである。然るに日本では、戰前の統計であります。國民一人當り四圓三圓九毛といふ少額である。又全國各府縣費に見ましても、その総予算の百分の一、百分の二ぐらいの衛生費を計上しておるに過ぎない実情であります。今回の

補助額引上で十分とは言えないが、保健所の利用及び活動等と相俟つて最善を盡すとの答弁がありました。

第二に、戰災等による都市の荒廢は殊に甚だしく、現在の都市衛生は最も憂慮すべき状態である、これらに對し政府はいかなる考案を持つておるか、又都市衛生法或いは都市衛生組合法を制定し、都市の衛生施設の完備と向上を國庫の意思はなにかとの質問に對して、政府は、御指摘の点は政府においても多大の関心を有しておるところであり、これら荒廢都市の衛生諸施設の整備改善を國庫と共に、國民の衛生知識の普及徹底に大いに努力するつもりである。都市衛生法等については慎重に考へて見たいと思ふとの答弁がありました。第三に、最近農村における結核の蔓延は誠に憂心に堪へんところであるが、この大きな原因は、工場特に衛生知識の衛生設備の不備、労働者等の衛生知識の欠如等のために、結核に感染し傳播する者が多く、これが又家族その他に傳染せしめておるのである。これらに對する政府の所信とその対策如何との質問がありました。これに對し、工場結核対策としては工場及び宿舍の改善を図り、労働基準法の善知識の向上と普及徹底が必要であるから、学校の衛生教育に大いに力を注ぐつもりである。映画、講演、ラジオ、パンフレット等の発行を行うとの答弁がありました。第四に、本法案審議中におきまして、國立病院及び國立療養所の入所規定の一部改正が行われたことからいたしまして、入所したしておる患者の一部に相當の不安を與え

ました。このために各地の患者代表が議會にも陳情に来るなどいたしましたので、委員會もいたしましては國立療養所の実地視察もいたしまして、患者の不安除去と看護婦の増員、食糧配給の確保等につき善処方を要求したのであります。政府は、現に無料入所中の者が困らないように親心を以て善処いたす方針であり、すでにその方針を關係者に示達し、末端の民生委員にまで傳達する措置を講じたから安心して貰いたし、大臣から答弁がありました。拍手。その他は何とぞ速記録を御覽をお願ひいたします。

かくて質議を終了し、討論を省略いたしました。採決をいたし、全会一致を以てこれ原案を可決すべきものと決議いたしました次第であります。

最後に保健所法を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。保健所法を改正する法律案を審議する厚生委員会は、七月三十日、八月一日、五日、六日の四回に亘つて予備審査を行い、八月八日に実地視察を行いました。八月十九日に採決を行つた次第であります。

今ここに審議の経過を述べます。七月三十日第一回委員会において、一松厚生大臣から、公衆衛生の向上と増進を図ることは、新憲法の第二十五條により、社會編及社會保健の向上及び増進を図ることと共に、國の根本的義務とされた次第でありまして、これなくいたしましては、平和的文化國家の建設は到底望み難いと言わなければなりません。保健所は現在すでに全國に六百七十五ヶ所設置せられ、公衆

三二一

衛生行政の第一線実施機関とされておるものであります。新憲法の趣旨に副うためには、更に中央及び地方の機構を整備すると共に、直接に國民に接觸する保健所の機能の拡充強化を図らなければなりません。併しながら現行保健所法では十分その目的を達し難い点があると思われましますので、ここに新憲法に即應する保健所法の改正案が提出された次第であります。

その改正の要点を申上げますと、第一は、保健所の目的が公衆衛生の向上及び増進にあることを明示した点であります。第二は、保健所の従来の担当事項の外、人口動態統計、公共医療事業の向上及び増進、衛生上の試験及び検査、歯科衛生学を加え、これらに関する指導と共に必要なる事業を行い、更に都道府県知事の権限の一部を、その委任を受けて行うことができることとしたのであります。第三は、結核、性病、歯科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の早期又は予防的治療を行い、これら國民病の撲滅を期したことであります。第四は、保健所は公衆衛生の向上及び増進のために必要な試験、検査を行うと共に、その試験、検査等を廣く医師その他の者が利用し得られることとし、医療内容の向上と医療費の削減を図つたのであります。以上の説明がありました。

本案に関する質疑のために委員会は三回会議を続行しておるのであります。その詳細は速記録を御高臨願うこととし、ここにその要旨の二三を取極めて御報告申します。第一、保健所が既に公衆衛生の第一線行政機関として活躍するためには予算が少額では

ないかとの質問に対し、政府から、本法改正に要する國庫補助額は大体二千三百万円を必要とするが、増額するにについては國家財政の現状と脱み合せて努力したい旨の答弁がありました。第二に、保健所の行う治療の範囲並びに厚生大臣の指定する疾病とはいかなるものかとの質問に対し、保健所の行う治療は、公衆衛生の向上と増進を図るに必要な範囲である。厚生大臣の指定する疾病とは、例えば青森縣のト

ラコーマ、山梨縣の日本住血吸虫病のごとき、公衆衛生上放置することのできない地方病である旨の答弁がありました。第三、中央及び地方に保健所運営に関する委員会を設ける意思はないかとの質問に対し、政府側は、全く同感であり、各種の委員会を設け、地方住民と協力する等、民主的な運営を図るとの答弁がありました。第四に、保健所の養成及びその待遇改善いかんとの質問に対し、保健所の養成には大いに努力し、待遇についても給料の基準を作つて、関係方面と協議をし、食事その他についても考へておる旨の答弁がありました。

かくて質疑を終了し、本案も亦討論を省略して、採決に入り、全会一致を以て原案を可決すべきものと決議いたしました次第であります。以上簡潔であります。御報告申上げます。(拍手)

議員起立

○副議長(松本治一郎君) 起立議員、よつて本案は全会一致を以て可決せられました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十二分散会

出席者は左の通り

議長 松本治一郎君
副議長 松本治一郎君

- | | | |
|----|--------|--------|
| 議員 | 中西 巧君 | 板野 勝次君 |
| | 細川 嘉六君 | 西田 天香君 |
| | 廣瀬興兵衛君 | 阿竹齊次郎君 |
| | 藤田 芳雄君 | 兼岩 傳一君 |
| | 千田 正君 | 佐々木良作君 |
| | 西園寺公一君 | 羽仁 五郎君 |
| | 星野 芳樹君 | 川上 嘉君 |
| | 玉置吉之丞君 | 田村 文吉君 |
| | 小林米三郎君 | 波多野林一君 |
| | 堀越 儀郎君 | 高橋莊太郎君 |
| | 江熊 哲翁君 | 山下 善信君 |
| | 宿谷 榮一君 | 島村 軍次君 |
| | 高田 寛君 | 久松 定武君 |
| | 島津 忠彦君 | 中川 以良君 |
| | 小野 哲君 | 青山 正一君 |
| | 楠見 義男君 | 赤澤 與仁君 |
| | 藤井 丙午君 | 西郷吉之助君 |
| | 三好 始君 | 加賀 操君 |
| | 市來 乙彦君 | 來馬 琢道君 |
| | 松村眞一郎君 | 姫井 伊介君 |
| | 伊藤 保平君 | 町村 敬貴君 |
| | 小杉 イ子君 | 川上 嘉市君 |
| | 藤野 繁雄君 | 米倉 誠也君 |
| | 赤木 正雄君 | 尾崎 行雄君 |
| | 柏木 康治君 | 岡部 常君 |

- | | |
|--------|--------|
| 岩男 仁藏君 | 穂積貞六郎君 |
| 早川 慎一君 | 三島 通陽君 |
| 北條 秀一君 | 徳川 宗敬君 |
| 小川 友三君 | 鎌田 逸郎君 |
| 矢野 西雄君 | 宮城タマヨ君 |
| 河井 彌八君 | 下條 康麿君 |
| 更浦 庄治君 | 佐佐 弘雄君 |
| 竹下 豊次君 | 駒井 藤平君 |
| 鈴木 憲一君 | 木下 辰雄君 |
| 高橋龍太郎君 | 佐藤 尚武君 |
| 山本 勇造君 | 野田 俊作君 |
| 山中耕太郎君 | 梅原 眞隆君 |
| 村上 義一君 | 中村 正雄君 |
| カニエ邦彦君 | 大野 幸一君 |
| 木村福八郎君 | 下條 恭兵君 |
| 山田 節男君 | 梅律 錦一君 |
| 堀 眞琴君 | 濱田 寅藏君 |
| 平野 成子君 | 丹羽 五郎君 |
| 藤井 新一君 | 岡村文四郎君 |
| 大山 安君 | 木下 源吾君 |
| 門田 定藏君 | 山内 卓郎君 |
| 井上なつゑ君 | 石川 雅吉君 |
| 波多野 册君 | 原 虎一君 |
| 羽生 三七君 | 岩本 月洲君 |
| 河野 正夫君 | 新谷寅三郎君 |
| 島 清君 | 吉川末次郎君 |
| 伊藤 修君 | 結城 安次君 |
| 松井 道夫君 | 渡邊 眞吉君 |
| 若木 勝藏君 | 天田 勝正君 |
| 田中 信儀君 | 植竹 春彦君 |
| 小畑 哲夫君 | 鈴木 順一君 |
| 平野善治郎君 | 小林 勝馬君 |
| 深川タマエ君 | 木内キヤウ君 |
| 高良 とみ君 | 原口忠次郎君 |
| 太田 敏兄君 | 竹中 七郎君 |
| 藤森 眞治君 | 深川榮三郎君 |
| 星 一君 | 水橋 藤作君 |
| 三木 治朗君 | 大島農夫雄君 |

- | | |
|----------------------|---------|
| 田中 利勝君 | 大島 定吉君 |
| 村尾 重雄君 | 岩崎正三郎君 |
| 岩本 哲夫君 | 稻垣平太郎君 |
| 森下 政一君 | 小泉 秀吉君 |
| 塚本 重藏君 | 林屋彌次郎君 |
| 中井 光次君 | 木内 四郎君 |
| 櫻内 辰郎君 | 北村 一男君 |
| 加藤常太郎君 | 淺岡 信夫君 |
| 木下 盛雄君 | 堀 末治君 |
| 菅井 八郎君 | 奥 主一郎君 |
| 鈴木 安孝君 | 大屋 晋三君 |
| 山田 佐一君 | 中山 海彦君 |
| 黒田 英雄君 | 寺尾 豊一君 |
| 草葉 隆圓君 | 石坂 豊一君 |
| 大野木秀次郎君 | 小林 英三君 |
| 板谷 順助君 | 今泉 政喜君 |
| 松野 喜内君 | 黒川 武雄君 |
| 松嶋 喜作君 | 徳川 頼貞君 |
| 一松 政二君 | 深水 六郎君 |
| 平岡 市三君 | 尾形六郎兵衛君 |
| 園 伊能君 | 小野 光洋君 |
| 中川 幸平君 | 重宗 雄三君 |
| 西山 龜七君 | 大隈 信幸君 |
| 池田七郎兵衛君 | 左藤 義詮君 |
| 平沼彌太郎君 | |
| 國務大臣 | |
| 厚生大臣 一松 定吉君 | |
| 農林大臣 平野 力三君 | |
| 政府委員 | |
| 厚生行政次官 金光 義郎君 | |
| 厚生行政官(公衆保健局長) 三木 行治君 | |

定價 一部 一四四十銭

発行所 東京都新宿区市ヶ谷木村町 電話九段五三一 局 振替東京一九〇〇〇〇〇〇 圖書課